

募集要項 新旧対照表

No	頁	項			項目など	修正前	修正後
1					用語の定義	<p>構成企業</p> <p>応募者を構成する法人で、事業者選定後には、設計、建設工事、解体・撤去工事、維持管理等の業務を担い、PFI事業者と直接業務契約を行う者であり、SPCに出資する者。</p>	<p>構成企業</p> <p>応募者を構成する法人で、事業者選定後には、設計、建設工事、解体・撤去工事、維持管理等の業務を担い、PFI事業者と直接業務契約を行う者であり、原則としてSPCに出資する者。</p>
2	7	第3	1	(2)	2)	<p>応募者の構成等</p> <p>② 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行い、すべての構成企業がSPCの出資者となること。なお、構成企業以外のSPCへの出資を禁ずるものではない。</p>	<p>② 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行い、原則として構成企業は、SPCの出資者となることが望ましい。少なくとも建設企業と維持管理企業の構成企業は、出資を行うこと。なお、構成企業以外のSPCへの出資を禁ずるものではない。</p>
3	20	第6	3	(6)	2)	<p>2) 契約保証金の納付免除 以下のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。 ① PFI事業者が町を被保険者とし、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用の合計金額の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を町に提出したとき。 ② PFI事業者を被保険者とし、設計企業、建設企業及び工事監理企業をして、設計業務に係る費用の100分の10以上に相当する金額、建設業務に係る費用の100分の10以上に相当する金額及び工事監理業務に係る費用の100分の10以上に相当する金額をそれぞれの保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、当該保険金請求権に町の違約金請求権を被担保債権とする質権を設定したとき</p>	<p>2) 契約保証金の納付免除 以下に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。 ① PFI事業者が町を被保険者とし、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用の合計金額の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を町に提出したとき。</p>

要求水準書 新旧対照表

No	頁	項			項目など	修正前	修正後
1	20	第3	8	(17)	⑧ 厨房設備	(イ)本業務で必要な厨房設備は、「別紙9 厨房設備一覧」を参考に、本町と協議のうえで選定すること。	(イ)本業務で設置が必要な厨房設備は、「別紙9 厨房設備一覧」を参考に計画し、本町と協議のうえで選定し、事業者が調達すること。なお、「別紙9 厨房設備一覧」は、あくまで厨房設備の基本となる仕様のため、要求水準を満たすようにサイズ・数量などの変更を行うことや、記載のないものについて提案を行うことは構わない。なお、これら厨房設備の保守管理は本事業の範囲外とする。
2	22	第3	10	(2)	③ 新中学校什器備品レイアウト計画の策定	(ア)レイアウト図の作成 ・配色等により、建築備品・転用備品・新規備品の区分を明確にすること。	(ア)レイアウト図の作成 ・配色等により、 継続使用を行う備品・新規調達する備品 の区分を明確にすること。
3	22	第3	10	(2)	③ 新中学校什器備品レイアウト計画の策定	(イ)新規調達備品仕様書の作成 ・新規調達を行う備品は本施設と調和したものとし、「別紙6 各室諸元表」及び、「別紙8 什器備品等の目標性能」を参照し、示している製品と同等以上の性能を基本として、町と調整のうえ決定する。なお、別紙に示していないものは、PFI事業者において適切なものを選択すること。	(イ)新規調達備品仕様書の作成 ・既存備品の継続使用の可否を判断した上で、「別紙8 什器備品等の目標性能」を参照し、新規調達をおこなう備品を選定すること。 ・その際、本施設と調和したものを選定すること。なお、別紙8で示した備品と同等以上の性能を有する別の製品を提案することは構わない。また、別紙8に示していないものは、PFI事業者において適切なものを提案すること。 ・提案を基に、町と調整のうえで決定すること。
4	23	第3	10	(5)	② その他	本業務で計画する什器備品は、既製品の調達を基本とするが、PFI事業者の提案により、同等以上の造付け等による什器備品を設置してもよい。	本業務で 調査 ・計画する什器備品は、既製品の調達を基本とするが、PFI事業者の提案により、同等以上の造付け等による什器備品を設置してもよい。
5	35	第6	4	(3)	① 各部位の保守管理の要求水準	部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。	部材(建築工事の範囲で設置した備品を含む)の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。
6	35	第6	7	(1)	業務の内容	PFI事業者は、生徒や教職員、施設運営者等が実施する日常清掃(「別紙6 各室諸元表」参照)では対応しきれない本施設の清掃を定期的実施し、衛生的な状態を保つこと。なお清掃は、学校運営の妨げにならないように実施すること。業務対象は、校舎、屋内運動場、武道場、プール、屋外運動場とする。	PFI事業者は、生徒や教職員、施設運営者等が実施する日常清掃(「別紙6 各室諸元表」参照)では対応しきれない本施設の清掃を定期的実施し、衛生的な状態を保つこと。なお清掃は、学校運営の妨げにならないように実施すること。業務対象は、校舎、屋内運動場、武道場、プール、屋外運動場とする。 なお、給食棟の清掃は含まない。
7	37	第6	8	(1)	業務の内容	PFI事業者は、本施設を保全し、利用者等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備保安業務は24時間365日対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、本町及び関係機関へ通報・連絡を行えるための体制を整えること。	PFI事業者は、本施設を保全し、利用者等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備保安業務は24時間365日対応とし、 給食棟を含む 本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、本町及び関係機関へ通報・連絡を行えるための体制を整えること。

要求水準書別紙 主な修正点

No	頁	項	項目など	修正前	主な修正点
1			別紙6	※「想定さえる備品」の「造付け備品」は文書に記載されており、建築・電気・機械で○付けしている設備・備品との違いが不明瞭でわかりにくい ※「造付け備品」の定義が曖昧でわかりにくい ※別紙8と備品の違いがわかりにくい	※「造付け備品」という表現を改め、建築設備・備品の一部として整理し、文章となっていた内容の一部を建築・電気・機械と同じ形式で○付けで表示
2			別紙8	※別紙6との備品の違いがわかりにくい	※別紙8は町で新規購入を想定している什器・備品の参考一覧であることから、別紙6との違いを判断する上でわかりにくいものを削除